

会

議

午前10時 0分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 日程により、昨日、総務文教委員会に付託いたしました議第33号 南伊豆地区1市3町合併協議会の設置について、議第34号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第1号）、以上2件を一括議題といたします。

これより、総務文教委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

土屋雄二君の報告を求めます。

4番。

〔総務文教委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教委員長（土屋雄二君） おはようございます。

総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

記。

1. 議案の名称

- 1) 議第33号 南伊豆地区1市3町合併協議会の設置について。
- 2) 議第34号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第1号）。

2. 審査の経過

5月1日、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より土屋企画財政課長、糸賀総務課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行いました。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりであります。

3. 議決及びその理由

1) 議第33号 南伊豆地区1市3町合併協議会の設置について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第34号 平成20年度下田市一般会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

議長(増田 清君) ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を許します。

[発言する者なし]

議長(増田 清君) これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第33号 南伊豆地区1市3町合併協議会の設置についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1番。

[1番 沢登英信君登壇]

1番(沢登英信君) 議第33号 伊豆地区1市3町合併協議会の設置について、その協議会規約案に反対の討論をさせていただきます。

市町村合併の展望も示さず、何が何でも合併を推進するという市当局のこの姿勢が、今日の合併破綻を来たしてきたと私は考えるものであります。平成14年1市5町1村の合併、1市3町また1市1町の合併も、新たに新法によります県構想によります1市5町も、そして今日の1市3町におきます合併も一々破綻をしてきていると、こう言えると思うわけであり
ます。

地方分権の時代を迎えるに当たって、合併は避けられないと当局は述べているわけであり
ますが、果たしてそうでしょうか。

地方分権一括法は、平成12年4月1日施行されました。これからは地方の時代である、国
と市町村が真に対等の関係になることができる、補助金申請に国に日参しなくても済むよう
になるんだ、税収も税源も移譲され3割自治から脱却ができると期待をしたものであります。

ところが、小泉内閣は、国の持っている権限を地方自治体に移譲するには、地方自治体の
受け皿づくりが必要である、合併を進めなければならない、こうしてきたわけであり
ます。

合併特例法、いわゆる旧法の期限であります平成17年3月末日、3,300余ありました自治体を1,000以下の自治体にするんだと政府は言ってきました。しかし、そうなったでしょうか。決してなっていないと思うわけであります。

そして、さらに新法で、平成22年3月末日までにさらに一層合併を進めよと、こう督促をしているわけであります。地方自治体にとりまして、合併とはまさに市の範囲を決める、団体自治の範囲を決める大変大事な問題であると思います。急いで決めなければならないような問題ではないと思うわけであります。平成22年の3月を過ぎれば、合併ができなくなるのかといえば、そんなことはないわけであります。地方自治法できっちりと合併が必要であれば、合併の手続きが定められているところであります。

そして、今日のこの経過の中での課題は、下田の財政危機、財政破綻状態が、合併破綻の大きな原因の一つになっていること、明らかであると思います。今、下田市として進むべき方向は、小さくとも輝く自治体、まちづくりを進める時であります。真剣にこの行政を進めてまいらなければならないと思うものであります。財政問題は、合併しなければ解決できないかのような見解が一般に流されてきております。しかし、このような見解が今日まったくの誤り、意識的に流された宣伝であるということも明らかになってきていようかと思えます。

また、平成14年度から4兆円の国庫補助、負担金の圧縮を始めますが、3兆円の税源移譲は進まず、国の財政赤字を地方に押しつけるいわゆる三位一体改革で、市町村の財政は火の車となり、事業を縮小せざるを得ない事態となっているわけであります。まさに、地方分権とは似て非なるもの、道州制を目指す市町村合併を、国策として今日推し進めてきていると言えると思うわけであります。

三位一体の、この本来の三位とは何か。第1に、地方自治を支える自主財源の中心であります財源の移譲ということであります。これをいかに民主的に進めるか。第2は、国庫負担金の削減によって、国による統制をなくすることであります。第3に、以上の改革でも財源が不足する自治体には、地方交付税で財源を確保する。こういうことが、本来の意味での三位一体改革の内容であります。これが似て非なるものにつくり変えられてきているのが、今日の現状であると思います。

一昨日、市民文化会館で行われました市長からの市政報告会の中で、市長は合併すればサービスは高い自治体に、住民の負担は低い自治体の方に合わせられ、大変よい結果になるんだと、こう申しておりましたが、これまでの県内の合併の経過、あるいは全国的に見ましても、市長の雄弁とは逆の、サービスは低い方に、負担は高い方に合わせられているのが、多

くの実態であります。

下田市の国保は、ご案内のように県下一高い、あるいは全国的にも高い状態であります。そうであるなら、郡下並みに直ちに国保の税率を引き下げるべきであるとは思うわけでありませぬ。

また、松崎町との合併によって、JR東海あるいはJR東日本との係るお客さんを、この伊豆半島に誘致することができる。結構なことだと思ひます。しかし、合併しなくてもこのような観光政策は、今直ちに実施をすべきことではないでしょうか。

既にご案内のように、松崎町の議会では、この2月から2回ほど否決をしてきているわけでありませぬ。おそらく、3度否決されるということになるのではないかと思ひわけでありませぬが、下田市の財政問題が、つまり松崎町の資金や財産が、下田市の新市の財政運営に利用されてしまうのではないだろうか、こういう心配に答えられない、こういうことであると思ひます。そして、また経済圏が松崎町にとっては、下田というよりは西伊豆町とまず合併しなければならぬ、こういう意見であると思ひます。

まさに松崎町当局、町長と議会が合併問題で対立をしているわけでありませぬ。その一方に加担して、この合併を進めるといふような方向は、松崎町町民に合併を押しつけるという結果になると思ひわけでありませぬ。このような非民主的な姿勢は、当然とるべきではないとは私は考えるものでありませぬ。まず、そういう意見があるのなら松崎町さん、西伊豆町さんとまず合併したらどうでしょうか、こういう心の広さが、今必要な時ではないかと思ひわけでありませぬ。その後、必要であれば下田市とも合併しましょうと、このような姿勢こそ、今示すべき判断であるとは私は考えるものでありませぬ。

議第33号 南伊豆地区の1市3町合併協議会を設置して、この協議会規約でありませぬが、第6条 会長は、下田市長をもって充てると規定をされてありませぬ。下田市の財政問題が大きな課題とし破綻をしてきた経過から言っても、まず設立される以前から会長が下田市長であると定められているのは、本当の意味での対等合併を進めようといふ姿勢から考えますと、問題があると私は思ひわけでありませぬ。第1回の立ち上がった協議会の中で、同じ下田市長がなるにしても、選出されるという手続きを踏むべきでありませぬ。なぜなら、平成15年10月の下田市、河津町、南伊豆町との合併協議会も、また平成16年9月におきませぬ下田、南伊豆町との合併協議会の規約もすべてそのようになっているわけでありませぬ。協議会が立ち上がった後で、首長間で協議をして会長を定めるといふ規約になってきているわけでありませぬ。どういふわけで今回のみ、このような会長が下田市長であるといふことが前もって定められ

ているのか、理解に苦しむところであります。

また、第8条4項 委員の選出の項であります。1市3町の長が協議して定めた学識経験者14人以内と定められております。まさに、この学識経験者とはどういう人たちであるのか、明確になっていないわけでありまして。1市3町の長が協議し定めると学識経験者である、こういうことになるというわけでありまして。字を読んだとおりの学識経験ということしか出てこない。しかし、その根拠、規定は定めた者が定めるんだと、こういうことになっているわけでありまして。そして、14人のうちの2人は県の職員を充てると、こういう答弁をしているわけでありまして。県の押しつけ合併があってはいけないと、こういう観点がある中で、委員の資格として既に2名のポストが決められているというような規約は、やはり議案として正しくないとは私は判断をするものであります。そして、この件につきましては1市3町が合わせた規約でありますので、修正をすることはできないと、こういう見解であります。

したがって、この議第33号規約案は否決せざるを得ない議案であると判断をするものであります。

以上です。

議長（増田 清君） 次に賛成意見の発言を許します。

7番。

〔7番 田坂富代君登壇〕

7番（田坂富代君） 賛成の討論をいたします。

地方分権の体制を整えるために合併は避けて通れません。地方自治の推進における合併の意図は、本来すべての自治体が税収によって適切なサービスを行えるだけの人口を持ち、納税者が少ないために住民が望む行政サービスができなくなるということを守る、そういうことがあるかと思えます。地方分権体制を整えているこの過渡期に、与えられた条件と権限の中で、今何が最善であるのかを考えるのが、地方自治に携わる者の責任ではないでしょうか。賀茂地区の将来に向けて若い人、子どもたちのために、より健全な行政運営を協議していくということは、私たちの責務であり、1市3町が合併協議会を設置するということは、その準備として必要不可欠なことです。協議をしないなどということは、地方自治の本旨に背くものであります。

よって、議第33号 南伊豆地区1市3町の合併協議会の設置について賛成するものです。

議長（増田 清君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって、討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第33号 南伊豆地区1市3町合併協議会の設置については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第34号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第34号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

議長（増田 清君） 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これをもって平成20年5月下田市議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午前10時20分閉会